

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 4 月 21 日

金 曜 日

第 4194 号

目 次

告 示

- | | |
|-------------------|---|
| ○土地区画整理事業の換地処分 | 1 |
| ○富山県収入証紙売りさばき所の変更 | |

公 告

- | | |
|-----------------------------|---|
| ○富山県共通事務業務委託に係る一般競争入札の実施 | 2 |
| ○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 | 5 |

告 示

富山県告示第223号

土地区画整理事業の換地処分について

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第 103条第 3 項の規定により砺波都市計画事業中神土地区画整理事業施行者砺波市中神土地区画整理組合から換地処分をした旨届出があったので、同条第 4 項の規定によりその旨を公告する。

平成29年 4 月 21 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第224号

富山県収入証紙売りさばき所の変更について

次のとおり富山県収入証紙売りさばき所の変更の届出があったので、告示する。

平成29年 4 月 21 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 売りさばき人 富山市北商工会
- 2 売りさばき所

- (1) 変更前 富山市水橋辻ヶ堂 137
 - (2) 変更後 富山市水橋辻ヶ堂1919-2
- 3 変更年月日 平成28年4月1日

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

富山県共通事務業務委託に係る一般競争入札の実施

富山県共通事務業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成29年4月21日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
富山県共通事務業務委託
- (2) 委託期間
平成29年8月7日から平成32年8月7日まで
- (3) 委託業務の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納品場所
富山県が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することのできる者は、下記(1)から(5)までに掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成29年富山県告示第174号。以下「告示」という。）第1の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録さ

れている者であること。

- (3) 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第47条第1項に規定する認定を受けている者又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が実施するプライバシーマークを付与されている者であること。
- (4) 富山県内に事務所を置く者であること。
- (5) 官公庁（国及び地方公共団体）において、当該業務又は類似の業務を2年以上にわたり相当量完了した実績を有していること。
- (6) 次に掲げる届出を行っていること（当該届出の義務がある者に限る。）。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第 115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第 116号）第7条の規定による届出

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札書及び別に定める提出書類を入札書の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課総務係

電話 076-444-9665（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

平成29年4月21日から5月18日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成29年4月27日 午後2時

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(4) 入札書の提出期限

平成29年5月19日 午後5時15分

(5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成29年5月30日 午前10時

(2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除する。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、委託期間である平成29年8月7日から平成32年8月7日までの間の委託金額の総額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税

事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した業務を遂行できると富山県が認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) その他詳細は、入札説明書による。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成29年4月21日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ 上市店 中新川郡上市町横法音寺2番1 ほか3筆

2 店舗を設置する者 株式会社クスリのアオキ

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) クスリのアオキ 上市ショッピングゾーン 中新川郡上市町稗田
字横市 2 番 1

(変更後) クスリのアオキ 上市店 中新川郡上市町横法音寺 2 番 1 ほか
3 筆

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社クスリのアオキ 代表取締役社長 青木 保外志 石川
県白山市松本町2512番地 ほか

(変更後) 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲 石川県白山
市松本町2512番地

- (3) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 建物北側 60台

(変更後) 建物北側 60台

- (4) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 建物西側 ほか 1 311m²

(変更後) 建物西側 ほか 1 178m²

- (5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 建物西側 ほか 1 54m³

(変更後) 建物西側 22m³

- (6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時 45 分～午後 10 時

(変更後) 午前 8 時 30 分～午後 10 時 30 分

- (7) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 3 箇所 北側ほか

(変更後) 2 箇所 北側ほか

- (8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 7 時～午後 9 時

(変更後) 午前 6 時～午後 9 時 ほか

平成19年5月1日 ほか

5 変更の理由

B棟（物販店）取りやめにより施設整備計画を見直した為 ほか

6 届出の日 平成29年3月31日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成29年4月21日から平成29年8月21日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由
